長崎市監査公表第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年7月1日

長崎市監査委員　西　本　徳　明
同　三　谷　利　博
同　吉　原　　孝
同　山　本　信　幸

1　監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査（令和3年11月25日付 長崎市監査公表第16号）

2　監査の期間

令和3年4月1日から令和3年10月27日まで

3　措置を講じた部局（措置状況通知に記載の所管部局・所属名）

区分	部局名	所属名
指摘	企画財政部	長崎創生推進室

4　措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
長崎創生推進室	長崎〇〇LOVERS ホームページサーバー運用管理業務委託契約において、仕様書で定めたホームページのドメイン更新手続きについて、更新期限までに履行されず、期限切れ後も速やかに対応がなされていなかった。また、毎月の検査でホームページを目視で確認していなかったため 48 日間ホームページが閲覧できない状況となっていた。 受注者の債務不履行の事案が発生した場合は、契約検査課へ報告し、受注者への対応について協議するなど適正な事務処理を行われたい。 なお、委託料を減額する変更契約を行っているが、適切な事務処理ではないので留意されたい。	ホームページの復旧や当該業務の履行確認は、複数人で、ホームページ画面等により行うこととし、ホームページが閲覧できないなどの障害が発生した際は、係長、室長等に対して速やかに報告し、室内での共有を徹底するとともに、受注者の業務の不履行が発生した際は、契約検査課に対して速やかに報告・相談し、適切な対応について協議することとした。 また、契約時点において、受注者から工程表等を徴取し、ドメイン期間満了日の把握及び満了日前に受注者に対して更新処理の実施確認等を行う。